

# 被扶養者（家族）の保険証を受取られた方へ

今後も何か書類を提出する必要はあるの？  
被扶養者として保険証を使えるのはいつまで？  
こんな疑問に答えます!!



必ずお読みください

保存版

大切なご案内となりますので  
保管をお願いします。

## 今後も何か書類を提出する必要はあるの？

年に1回、被扶養者資格の再確認を実施しています

はけんけんぽでは、被扶養者の方について、年に1回は収入や生活実態などの調査を行っています。

調査のときには、給与明細や住民票など、状況に応じた書類の提出をお願いしています。

## 被扶養者として保険証を使えるのはいつまで？

保険証をご使用いただけるのは被保険者（本人）の契約終了日（退職日）までです！

被扶養者（家族）の方に関しては、就職や一定の収入を超えた場合など、被扶養者の条件に該当しなくなったときは、その後、保険証をお使いいただくことができなくなります。

その際は、被扶養者の方の資格削除の手続きと  
保険証の返却が必要となります

→詳しくは裏面をご確認ください。

## 被扶養者の資格削除の手続きはお早めに!!

手続きが遅くなり、保険証を使用されますと・・・

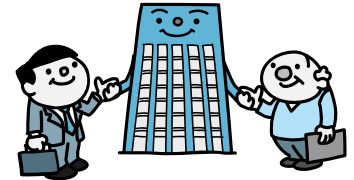
はけんけんぽで支払った医療費を全額（窓口負担分を除く）  
被保険者の方に請求することになってしまいます。

被扶養者（家族）の健康保険証をお持ちの方へ  
ご家族の方が①、②、に該当したときは、  
被扶養者の **資格削除** の手続きが必要です!!

① 就職したとき

学校を卒業して、就職されたとき

パート先やアルバイト先で健康保険に加入したとき



② パート（アルバイト）収入や年金額が増えたとき（※）

パートやアルバイトの勤務日数や勤務時間が増え、お給料が増えたとき  
65歳を迎え年金額が増えたとき

健康保険の被扶養者には、  
収入の基準が定められています。

☆ご家族の収入が次の基準を超える見込みの場合は資格削除となります☆

※	60歳未満	年収130万円未満	（月収 108,333円未満）
	60歳以上	年収180万円未満	（月収 150,000円未満）

または、

《原則》 被保険者（本人）の年間収入の2分の1未満

（注意） 基準の範囲内でも認定できない場合があります。



- お給料・年金・失業給付・・・等はすべて収入となります。
- 収入はすべて合算して、基準の範囲内となっているかご確認ください。

① その他、削除の手続きが必要になる場合があります。  
詳しくは、適用課（TEL：03-5319-5863）まで。  
「扶養リーフレットを見た」とお伝え下さい！

**手続き方法について**

「被扶養者（異動）届」にご記入いただき、ご家族の保険証を添付のうえ、速やかに派遣会社へ提出してください。

- 「被扶養者（異動）届」の用紙については、派遣会社へお尋ねください。  
資格削除の手続きの際には、必ず保険証をご返却ください。